

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

千葉県における障害者支援施設での新型コロナウイルス集団感染発生を踏まえた  
社会福祉施設等での感染・まん延防止の徹底依頼について

この度、千葉県の障害者支援施設（北総育成園）において、多数の職員と利用者が新型コロナウイルスに集団感染した事案が発生したところです。

つきましては、各障害福祉サービス事業所等におかれては、現在、新型コロナウイルスの感染・まん延防止に取り組んでいただいておりますが、下記通知等に基づき、一層の感染等防止対策の徹底をお願いいたします。

また、厚生労働省通知に基づき、県において作成・配布しました「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト」(R2.2.27)を改めて送付させていただきます(R2.3.29版)ので、内容を再度ご確認の上、定期的に感染防止体制をチェックいただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 関連通知（別添）

- (1) 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日現在）  
（令和2年3月19日付け厚生労働省事務連絡）
- (2) 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）
- (3) 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）
- (4) 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）
- (5) 社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について（令和2年3月25日付け厚生労働省事務連絡）

## 2 特記事項

<職員への対応について>（上記通知1（2）、（3）、（4）、（5）関連）

- ・職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底してください。
- ・過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしてください。
- ・なお、このような状態が解消した場合であっても引き続き当該職員の健康状態に留意ください。
- ・また、該当する職員については管理者に報告し、確実な把握を行うようお願いいたします。
- ・職員は、一層の感染対策を行うことが求められており、発熱や感冒症状の確認はもとより感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応について、当分の間留意ください。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、別添の「帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談ください。

## 3 添付資料

- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」（R2.3.29版）
- ・「岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター窓口一覧」

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	加 藤
電 話	058-272-1111 内2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		